

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業経営の基本方針として、先ず企業理念ありきであり、企業市民として法令その他の社会的規範等を遵守することは勿論のこと、顧客、取引先、株主、社員等、所謂ステークホルダーに対して健全で透明性の高い企業経営の実践により企業価値を高めることが、現在においても将来においても追求し続けなければならない非常に重要な経営上の恒久的な課題と認識しています。この認識の下に、これらの課題をクリアしていくことが、企業の責務であり、延いては企業の永続的な発展に繋がるものと考えています。コーポレート・ガバナンスとは、この企業経営の基本姿勢を具体化するための経営システムの在り方と理解しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り】

機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用等を行っていません。将来的には、株主構成比を考慮して議決権電子行使プラットフォームの利用等を進めます。

【補充原則4-2-1 現金報酬と自社株報酬との割合】

中期的業績連動報酬として自社株報酬制度の導入を検討したいと考えていますが、現在中期計画の期間中であり、新中期計画のスタートと時期を合わせて進めたいと考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式については、事業取引関係の良好な関係の維持、金融機関との安定的な取引関係の保持、地域社会の発展のための近隣企業との関係維持等の政策的な目的として、他社株式を保有する方針としています。

また、投資先企業の状況、取引関係及び中長期的に当社利益に資するか等を考慮の上、慎重に判断して、同株式の議決権を行使しています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役、執行役員及び主要株主等との間で利益相反取引をするときは、取締役会で審議・決議することとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、経営計画

1. 経営理念

当社グループは、「独自技術開発」「堅実経営」及び「持続的発展」を経営の基本とし、射出成形機及びダイカストマシンの製造・販売に即した健全な事業活動を通じて、環境と調和し、社会の進歩発展に貢献することを経営の基本理念としています。

また、株主・取引先・社員などの会社を取り巻くすべての人々の信頼と期待に応えるとともに、共存共栄を図ることを行動指針として活動しています。

2. 経営戦略及び経営計画

経営戦略及び経営計画については当社のホームページにて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業経営の基本方針として、先ず企業理念ありきであり、企業市民として法令その他の社会的規範等を遵守することは勿論のこと、顧客、取引先、株主、社員等、所謂ステークホルダーに対して健全で透明性の高い企業経営の実践により企業価値を高めることが、現在においても将来においても追及し続けなければならない非常に重要な経営上の恒久的な課題と認識しています。この認識の下に、これらの課題をクリアしていくことが、企業の責務であり、延いては企業の永続的な発展に繋がるものと考えています。コーポレートガバナンスとは、企業経営の基本姿勢を具体化するための経営システムの在り方と理解しています。

2. コーポレートガバナンスに関する基本方針

上述のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を実践するに当たり、当社の企業統治システムは次のとおりとなっております。当社は監査役会設置会社を選択しており、業務執行の監督を行う取締役会と独立した監査機能をにう監査役会により構成され、監査役の高度な情報収集力、社外監査役の独立性及び監査役と社外取締役との情報共有による連携で監督・監視機能の確保が図れています。また、業務執行において迅速な意思決定と権限と責任を明確にするため、執行役員制度を採用しています。さらに、役員の選任や報酬の客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外役員を過半数とする人事報酬委員会を設置しています。

また、当社は、企業統治の実効性を確保するため、内部統制の基本方針を策定し、業務の適正を確保するための体制を構築しています。

さらに、株主の権利を確保するための環境整備及び株主との建設的な対話を通して、株主との信頼関係の構築に努めております。そのために、適時適切な情報開示に取り組んでいます。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役等の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で各人の報酬額を取締役会で決定しています。報酬額は固定報酬と業績連動報酬(賞与)としています。人事報酬委員会において報酬基準を検討し、固定報酬は、他社とのバランス、当社における業務責任を考慮して決定しております。業績連動は、報酬額の約30%を基準として、営業利益等の指標をもとに金額を決定しています。ただし、社外取締役は非業務執行のため固定報酬のみとしています。また、監査役の報酬は報酬限度額の範囲内で固定報酬のみの金額を監査役会の協議のもとに決定しています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の指名及び執行役員の選任については、人事報酬委員会において取締役・執行役員として相応しい業績、経験、専門性、資質等を有する者を検討して代表取締役を上申し、代表取締役は上申を基に取締役会に提案して決定することとしています。監査役候補者については、人事報酬委員会において監査役に相応しい経験、見識、専門性等を有する者を検討して代表取締役を上申し、監査役会の同意を得た上で、取締役会に提案して決定することとしています。

(5)個々の選任・指名についての説明

取締役候補者・補欠監査役候補者全員の経歴及び選任理由を株主総会招集通知の参考書類に記載しています。

【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務(1)委任の範囲】

当社は、取締役会規則において、法令で定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項等を取締役会の付議事項として定め、それ以外は経営陣へ委任して、委任範囲を明確にしています。経営陣幹部は取締役会で決定された経営方針や経営戦略・経営計画等に基づいて事業を遂行しています。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

コーポレートガバナンス体制の強化を図るため、今年度より独立社外取締役を新たに1名加え、2名といたしました。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役、社外監査役の独立性を確保するため、独立社外役員選任基準を次の通り定めています。

1. 当社及び当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にも同様に業務執行者であったことがないこと。
2. 当社の議決権所有割合10%以上を保有する主要株主またはその重要な業務執行者(取締役、執行役及び執行役員等)でないこと。
3. 当社の主要な取引先(直近事業年度において当社との取引における当社への対価の支払額が当社の連結売上高の2%超)における重要な業務執行者でないこと。
4. 当社を主要な取引先とする者(直近事業年度において当社との取引における当社からの対価の支払い額がその者の連結売上高の2%超)の業務執行者でないこと。
5. 当社の主要な金融機関(過去3年間に於いて借入額が連結総資産の2%超)における重要な業務執行者でないこと。
6. 当社から役員報酬以外に多額の報酬または寄付(直近事業年度において、年間1千万円以上または連結総資産の2%超)を受けている個人や法人の重要な業務執行者でないこと。
7. 当社及び当社グループ会社の業務執行者の親族関係(3親等以内)でないこと。
8. 過去3年間のいずれかの時点において、上記2～7の何れかに該当する者でないこと。

【補充原則4－11－1 取締役会の多様性及び規模等】

当社は、取締役8名が就任しており、当社の業容から迅速な意思決定が行われる規模と考えます。社内取締役は、経営全般、総務・財務、営業、生産技術、研究開発等の業務に精通し、知識・経験・能力に優れた者でバランスよく構成されています。他に、金融機関やメーカーで豊富な経験を持つ社外取締役に加え、弁護士・公認会計士の専門的な知識を持つ社外監査役や常勤監査役が取締役会に出席し、多様性のあるメンバーとなっています。また、取締役の選任に当たっては、人事報酬委員会における審議に基づいて指名が行われます。

【補充原則4－11－2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の兼職は、当社業務の職責を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めています。社外取締役・社外監査役等の兼任状況は、株主総会招集通知の事業報告で開示しています。また、取締役会及び監査役会への出席状況も同様に株主総会招集通知の事業報告で開示しています。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性の評価及びその概要の開示】

昨年はアンケート形式により取締役会の実効性評価を行いました。本年は昨年の評価結果を参考にこの1年間でどう状況が変化したかという視点で各取締役・監査役が意見を提出することにより行いました。

複数社外取締役の選任や機関設計の選択についての議論及び取締役・監査役トレーニング、議案への活発な議論については改善方向であることが認められましたが、経営戦略や経営計画などの議論内容の充実にしましては今後の課題が指摘されました。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は、全ての取締役・監査役を含めて、ガバナンス、コンプライアンス、法務・財務知識等の経営スキルを習得する研修を実施しています。また、新任の社外取締役・社外監査役に対して、工場見学や事業・財務・組織等の必要な知識習得のための研修を行います。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

- (1)基本方針：当社は、株主や投資家との対話を通して正確で公平な情報を提供することが企業価値の向上に不可欠と認識しています。
- (2)IR体制：代表取締役社長の下で、管理本部及び営業企画部が外部への情報発信担当部門となっています。特に、管理本部が株主や投資家等とのコミュニケーションを行う体制としています。
- (3)対話の手段：積極的なIR活動及びホームページを通じた質問等により、株主や投資家との対話を行っています。特に、年2回の投資家向け事業説明会の開催及び株主・投資家等との個別ミーティングにより、株主や投資家との対話を実施しています。
- (4)社内へのフィードバックのための方策：株主や投資家との対話の内容は、必要に応じて、経営陣幹部に報告しています。
- (5)インサイダー情報の管理：社内の内部者取引管理規程に従い、インサイダー情報の扱いには特段の注意を払っています。特に、決算締切日から発表日までは、沈黙期間として情報の発信は行いません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宇部興産機械部株式会社	1,450,000	7.00
株式会社日本製鋼所	1,450,000	7.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,227,800	5.93
新明和工業株式会社	1,000,800	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	626,500	3.02
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	353,800	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口5)	266,100	1.28
東洋機械金属従業員持株会	254,608	1.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	246,100	1.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	240,900	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員
数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 8 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青山昌樹	その他											
市橋健	その他								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青山昌樹	○	——	出身の金融機関等を通じて培った豊富な知識・経験を当社経営にいかしていただけると判断して社外取締役に選任した。
市橋健	○	——	メーカーにおける豊富なモノづくり経験及び販売会社における社長経験を生かし、経営の監督と重要事項の決定等に役割を果たしていただけのものと判断して社外取締役に選任した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会 人事報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	人事報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社外取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

その他2名は社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

営業報告、監査計画、監査状況について半期に1回定期的に打ち合わせを行い、必要に応じて適時情報の交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下河邊 由香	弁護士													
高橋 正哉	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下河邊 由香	○	――	弁護士として企業法務に精通していることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると期待されるため。
高橋 正哉	○	――	公認会計士として会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見が得られると期待されるため。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は実施していない。現状は役員賞与等に成果を反映させている。過去2回ストックオプションの付与を実施。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に区分し、それぞれの総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の承認による報酬枠の範囲内で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月1回開催される取締役会に社外取締役と社外監査役が出席し、この時に毎月の業績状況について説明を行う体制となっています。また、監査役会において、常勤監査役から社外監査役へ説明及び意見交換を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 重要

- (1) 経営上の意思決定
月1回定期的に開催される取締役会と経営会議(取締役、執行役員が出席)で意思決定を行います。また、臨時に開催される場合もあります。
- (2) 業務の執行
社長や業務を執行する取締役及び執行役員が責任者となって業務執行に当たります。
- (3) 業務執行の監査
当社は監査役体制を採用しています。取締役会は、取締役6名、社外取締役2名の合計8名と迅速・適正な経営判断ができる少人数で構成され、毎月開催しています。そこでは経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役を監督する機関と位置付け、取締役が適正かつ効率的に業務を執行しているかを監督し、さらに社外取締役が独立した立場から取締役の業務執行について厳正な監視を行い利益相反等を監視して株主の負託に応えています。
監査役会は、3名で構成され、うち2名は社外監査役です。監査役は取締役会に出席して必要に応じて意見を述べるとともに、会社内の各種会議に出席し、また監査を実施して、取締役等の経営者の業務執行につき監視を行っています。
取締役会及び監査役会ともに経営者、従業員による法令や企業倫理の遵守に対しても監視しています。
さらに、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、独立した第三者の立場から会計監査を実施し、監査報告会等で意見を述べています。
- (4) 取締役候補者の選定や報酬の決定
取締役会において取締役候補者を選定しています。また、取締役報酬額は、株主総会の承認による報酬枠の範囲内で決定しています。
- (5) 監査の状況
当社の監査機能は、監査役以外の太陽有限責任監査法人を会計監査人として設置し、また監査室を設けて内部監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役が取締役の業務執行につき、厳正な監視を行っております。また、社外監査役が取締役会などの重要会議に出席しており、さらに執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を分離することで職務執行に対する取締役会による監視・監督機能の強化と業務執行責任の明確化を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

		補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	6月23日	
招集通知(要約)の英文での提供	6月8日に当社ホームページで公開しております。	
その他	株主総会招集通知を6月1日に当社ホームページで公開しております。	

2. IRに関する活動状況

		補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4月と10月に実施		あり

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

		補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得	

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社で構成される当社グループ(以下、当社グループという。)は企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を取締役会及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として制定する。また、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に使用人へ周知する。さらに、反社会的勢力の排除を図る体制を整備する。監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、当社グループ内におけるコンプライアンスの遵守状況を監査する。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらを閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が子会社を含めて規則・規程の制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。また、当社グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び対応は各委員会ないし事務局となる窓口部署が行うものとし、当社グループ全体のリスク管理を行う。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確認するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われるために取締役会を毎月1回開催し、経営上の重要事項について審議、決定する。また、必要に応じて適宜臨時に開催し、速やかな審議・決定を行う。取締役の職務執行がより効率的に行われるため、執行役員制度を採用し、執行役員に分掌する職務に権限を委譲して業務執行が迅速に行われる体制とする。また、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。取締役会及び経営会議では、中期経営計画の策定、業績目標と予算の設定、月次業績のレビュー及び改善を促すことなどを審議する。各子会社について、当社内の対応窓口部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について、協議、情報交換を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性・効率性等の向上を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を含めて、コンプライアンス管理、リスク管理が行えるようにグループ一体となった体制を構築し、連結での業務の適正と効率を確保する。また、財務報告に関する内部統制の体制をグループ全体で整備している。子会社の経営状態の把握と子会社に対する適切な管理・指導を行う管掌責任部署を設けるとともに、重要な子会社については、定期的に経営の重要な事項及び業績に関する報告を行い、当社グループの業務が効率的に行われることを確保する。当社の監査室は子会社の業務活動全般について内部監査の対象とする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役はその職務を補助する使用人を必要とした場合、監査室所属の職員及びその他の専門的な知識を有する職員に監査業務に必要な事項を命じることができるものとする。監査役より命じられた職員はその命じられた事項に関して取締役、所属上長の指揮命令を受けないものとする。また、監査室等の監査役の職務を補助する使用人の人事考課は監査役の同意を得ることとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、法令及び定款違反、不正行為等の知りえた事実を報告する。子会社の取締役等及び使用人は監査役に直接内部通報できるものとする。また、子会社から内部通報を受けた者は監査役に全て報告する。監査役へ情報提供した者を、情報提供を理由として不利益な取扱いを行わない。監査役は、重要な意思決定プロセスや業務報告状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役または使用人に対して説明を求めることができる。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査の実施にあたり必要と認められる場合は独自に弁護士、会計士等の外部専門家から助言を受けることができる。また、監査役がその費用を請求したときは、当社はその費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や同勢力による被害の発生を防止するため、企業倫理の指針を示す「東洋機械金属グループ行動基準」において、社会の秩序に脅威を与える反社会的個人・団体との取引を断固として排除することを明記している。

また、社内規定として「反社会的取引防止に関する規則」を定め、活動の中心となる委員会を設置し、対応マニュアルを作成するなど管理体制を整備するとともに、外部専門機関との連携を密にして、反社会的勢力を排除する体制をとっている。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の買収防衛は、常に企業価値を高める施策を実施することとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

